

広報おうしゅう
お知らせ版

持続可能な事業運営を目指して

農集排の制度見直し説明会を開催

市は、農業集落排水施設の効率的で持続可能な事業運営を行うため、公共下水道への接続などにより処理施設の統合を進めます。これに伴い使用料と受益者分担金(※)の制度を見直す必要があるため、その内容について説明会を開催します。

見直し内容

令和2年度から、次のとおり見直しを予定しています。

①すべての農業集落排水施設の使用料を公共下水道の使用料と同額に引き上げます。なお、令和2年度に限り激変緩和措置(段階的な引き上げ)を実施します。
②受益者分担金は、公共下水道の負担金制度(1㎡当たり380円)と同額にします。なお、この分担金は新たな受益地に対して賦課するもので、既に納付済みの受益地に賦課するものではありません。

説明会の開催

■日程 11月5日から9日にかけて開催します(詳細は下表のとおり)

■対象者 どなたでも参加ください

■説明会の日程

期 日	時 間	会 場
11月5日(四)	午後 6 時半～	姉妹地区センター日本間
11月6日(四)		衣川保健福祉センター 多目的ホール
11月7日(金)		胆沢総合支所3階大会議室
11月8日(金)		前沢総合支所401大会議室
11月9日(土)		江刺総合支所多目的ホール

■問い合わせ 「受益者分担金について」上下水道部下水道課排水係(江刺総合支所・☎34-11651)、「上記以外について」上下水道部経営課下水道経営係(江刺総合支所・☎34-15117)

※使用料は、施設の維持管理などの費用を毎月負担するもの。受益者分担金は、整備費用の一部を一度だけ負担するもの。

■月額使用料の算定例(消費税込み)

(単位:円)

項 目	10㎡ (1人世帯)	14㎡ (2人世帯)	18㎡ (3人世帯)	22㎡ (4人世帯)	26㎡ (5人世帯)	30㎡ (6人世帯)
現 在	1,760	2,112	2,464	2,860	3,300	3,740
見直し後	1,980	2,508	3,036	3,608	4,224	4,840
差 額	220	396	572	748	924	1,100

※世帯人数の排除汚水量は、自家水道の場合の認定例によるもの

■受益者分担金の算定例

(単位:円)

項 目	土地面積 330㎡(100坪) (1世帯)	算定方法
現 在	95,000 ~ 1,040,000	世帯単位で賦課。地区ごとに額は異なる
見直し後	125,400	土地面積で賦課。380円/㎡を乗じる